



子育てをするなら川西市 マイホーム取得を支援

子育て世帯などを対象に登記費用を最大20万円助成
問い合わせ 住宅政策課 ☎(740) 1205

若年・子育て世帯が対象

親世帯と子世帯が程よい距離感で暮らす住み方を応援するため、マイホーム取得時の登記費用(一部)を助成する親元近居助成制度を実施します。

●助成の内容

マイホーム取得時に司法書士などに支払った登記費用を上限20万円まで。

●対象の世帯

- ①②③を全て満たす世帯。
 - ①市内にマイホームを購入し、転居・転入した(一時転居など不可)
 - ②夫婦の合計年齢が80歳未満、または18歳以下の子とも同居している
 - ③申請者の親が市内に10年以上継続して住民登録している
- 対象のマイホーム
平成30年9月1日(土)令和元年8月31日(土)に所有権移転・保存登記をし、登記費用の支払いを終えているもの。その他の要件は、市ホームページに掲載しています。



受け付けは10月末まで

受付期間は6月3日(月)～10月31日(木)。
希望者は、市役所5階の住宅政策課に備え付けの申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を書き、所定の書類を添付して、同課へ持参してください。

幼児教育・保育の無償化

10月から始まります

全国で幼児教育・保育の無償化が始まります
予定されている施設とサービスを
問い合わせ 幼児教育保育課 ☎(740) 1175
障害福祉課 ☎(740) 1178

保育料が無償化されます

10月から、全国で幼児教育・保育の無償化が開始。幼稚園や保育所などの保育料が無償になります(一部条件や上限額あり)。

無償化の対象になる費用

幼稚園や保育所などの保育料に当たる費用
(行事費や食材料費などは原則実費負担)

対象は、所得や保護者の就業状況に関係なく3～5歳の全ての子ども。また、住民税非課税世帯の0～2歳の子どもです。

申請方法や制度の概要など詳しくは、市ホームページや広報誌に掲載する他、各施設を通じてお知らせします。
障がい児通所施設については、障害福祉課へ問い合わせください。

対象者

- 3～5歳児(保育所などは3歳になった最初の4月～就学前)
- 住民税非課税世帯の0～2歳児

無償化になる施設とサービス(一例)

<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園(1号認定)	無償 新制度に移行していない幼稚園は原則上限2万5,700円/月	預かり保育 保育が必要と認められる世帯は無償(原則上限1万1,300円/月)
<input type="checkbox"/> 保育所・園 <input type="checkbox"/> 認定こども園(2・3号認定) <input type="checkbox"/> 小規模保育事業所	無償 0～2歳児は住民税非課税世帯のみ対象	延長保育 無償化の対象外
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 ※県への届け出施設など要件があります	無償 3～5歳児 上限3万7,000円/月 0～2歳児 上限4万2,000円/月 0～2歳児は住民税非課税世帯のみ対象	認可外保育施設に通う人などは、下記の利用料も無償(保育料と合わせて上限あり) ▷一時預かり▷病児・病後児保育▷ファミリーサポートセンター
<input type="checkbox"/> 企業主導型保育所	無償 国が定める基準額あり 0～2歳児は住民税非課税世帯のみ対象	※表は代表的な利用パターンです。この他にも施設やサービス費用の組み合わせがあり得ます。また、一部適用外となる施設・サービスもあります。
<input type="checkbox"/> 障がい児通所施設	無償 上記施設との併用が可能	

パソコンを使った働き方を支援

初心者向けセミナーを開催

- プレセミナー** 6月14日(金)午前10時半～11時半(申し込み締め切り 6月11日(火))
- ベーシックセミナー(全4回)** 7月4・18日、8月22日、9月12日の木曜日。いずれも午前10時～午後1時(申し込み締め切り 6月21日(金))

ところ アステ市民プラザ

パソコンを活用した在宅就業(クラウドソーシング)に関心のある人向けのプレセミナーと、定番業務のライティング(記事執筆)のノウハウなどを学ぶベーシックセミナーを開催。対象はノートパソコンまたはタブレットパソコンを持っている市民。希望者は、市ホームページ(右記二次元コードからアクセス可)の申し込みフォームから各締め切り日までに申し込んでください。



問い合わせ 産業振興課 ☎(740) 1162

空き家リフォーム 「住む」「集う」「貸す」を支援

受け付けは11月29日(金)まで

空き家となっている一戸建て住宅のリフォーム(改修工事)費用を助成します。中古住宅への転居を検討している人や空き家の活用方法を探している人など、目的に合わせて利用できます。条件や申請方法など、詳しくは市役所5階の住宅政策課へ。



詳しい内容は市ホームページに掲載



条件

- リフォーム完了後
- 10年以上目的通り利用

対象の住宅

- 中古住宅(1年以上誰も住んでいない)
- 現行の耐震基準を満たしている

住む

若年・子育て世帯居住型
最大 **100万円**

築10年以上の空き家を自身の居住用に取得して改修する場合、改修費を補助します。

対象者

- ①市外から転入②賃貸住宅から戸建て住宅に転居③市内の親世帯から分離する若年・子育て世帯など

集う

地域交流拠点型
最大 **200万円**

築20年以上の空き家を地域交流拠点として活用する場合、改修費を補助します。

対象者

- 地域活性化に貢献すると認められる事業者、自治会やコミュニティなど地域を基盤として活動する団体など

貸す

子育て世帯向け賃貸住宅供給支援型
最大 **100万円**

大和、多田グリーンハイツ、清和台、湯山台、萩原台、日生ニュータウンの空き家を新婚・子育て世帯向けの賃貸住宅とする場合、改修費を補助します(完了後1年間、同世帯の入居が条件)。

対象者

- 賃貸住宅を供給する事業者など

問い合わせ 住宅政策課 ☎(740) 1205